

阿賀野市条例第25号

阿賀野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 阿賀野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年阿賀野市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加える。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	376,000
2	422,000
3	472,000
4	533,000
5	608,000
6	710,000
7	830,000

第9条第1項中「平成16年」の次に「阿賀野市」を加え、同条第2項中「平成23年」の次に「阿賀野市」を加え、「100分の162.5」を「、6月に支給する場合においては「100分の162.5」、12月に支給する場合においては「100分の167.5」」に改める。

第2条 阿賀野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「、6月に支給する場合においては「100分の162.5」、12月に支給する場合においては「100分の167.5」」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の阿賀野市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和4年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。